

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（核燃料物質の使用者及び国際規制物資使用者に係る規制の適正化・公布の日から三月以内に施行・第一条関係）

一 使用者又は国際規制物資使用者である法人の合併又は分割の場合において原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人等は、使用者又は国際規制物資使用者の地位を承継するものとすること。
（第五十五条の四及び第六十一条の五の二関係）

二 使用者又は国際規制物資使用者について相続があったときは、相続人は、使用者又は国際規制物資使用者の地位を承継するとともに、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならないものとする。

（第五十五条の五及び第六十一条の五の三関係）

三 使用者は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用等について保安のために必要な措置を講じるとともに、原子力規制委員会は、当該措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、当該使用施設等の使用の停止、改造その他保安のために必要な措置を命ずることができるものとする。

(第五十六条の三第一項及び第五十六条の四第一項関係)

四 国際規制物資使用者は、国際規制物資使用者間での少量の核燃料物資の譲渡し及び譲受け並びに少量の核燃料物資の輸出及び輸入を行うことができるものとする。

(第六十一条第八号及び第九号関係)

五 原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設に係る基準を定めるに当たっては、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設の安全上の特性に応じ、当該基準の明確化に努めるものとする。

(第六十二条の二の二関係)

第二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正(原子力施設の高経年化に対応した、廃止措置段階へのより円滑な移行に資するための措置及び廃棄物埋設に関する必要な規制の整備・公布の日から一年六月以内に施行・第二条関係)

一 廃止措置実施方針の作成及び公表

発電用原子炉設置者等は、その事業等を開始しようとするときは、原子力施設の解体その他の事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針を作成し、これを公表しなければならないものとする。

(第十二条の五の二、第二十二条の七の三、第四十三条の三、第四十三条の三の三十三、第四十三条の二十六の四、第五十条の四の三、第五十一条の二十四の三及び第五十七条の四関係)

二 廃棄の事業に関する規制の強化等

1 第一種廃棄物埋設事業者は、第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けず、第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行うことができるものとする。

(第五十一条の二第二項関係)

2 廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設又は基準を超える第二種廃棄物に係る第二種廃棄物埋設の事業のための坑道を閉鎖しようとするときは、当該坑道についての坑道の埋戻しその他の措置に関する計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。

(第五十一条の二十四の二関係)

三 指定廃棄物埋設区域に関する規制の創設

1 原子力規制委員会は、二の二の廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域

並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域（以下「指定廃棄物埋設区域」という。）を指定するものとする事。 （第五十一条の二十七関係）

2 二の二の廃棄物埋設事業者は、その事業を廃止したときは、指定廃棄物埋設区域に関する事項を原子力規制委員会に提出するとともに、原子力規制委員会は、これを永久に保存しなければならないものとする事。 （第五十一条の二十八関係）

3 指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならないものとする事。 （第五十一条の二十九関係）

4 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、三の三の規定に違反した者に対し、その行為の中止及び原状回復を命ずることができるとする事。 （第五十一条の三十関係）

5 その他指定廃棄物埋設区域に関する措置について所要の規定の整備を行う事。

第三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に係る要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置・公布の日から三年以内に

施行・第三条関係）

一 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備

1 原子力規制委員会は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制が基準に適合するものであると認めるときでなければ、事業の許可等をしてはならないものとする。

(第四条第三号、第十四条第四号、第二十四条第一項第四号、第四十三条の三の六第一項第五号、第四十三条の五第一項第四号、第四十四条の二第一項第五号、第五十一条の三第三号及び第五十三条第四号関係)

2 発電用原子炉設置者等は、保安規定を定め、原子力施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けるとともに、原子力規制委員会は、設置の許可等を受けたところによるものでないと認めるときは、認可をしてはならないものとする。

(第十二条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第二項、第三十七条第一項及び第二項、第四十三条の三の二十四第一項及び第二項、第四十三条の二十第一項及び第二項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条の十八第一項及び第二項並びに第五十七条第一項及び第二項関係)

二 使用前事業者検査等

1 発電用原子炉設置者等は、設置又は変更の工事をする原子力施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。

2 発電用原子炉設置者等は、1の原子力施設が技術上の基準に適合していること等について原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その原子力施設を使用してはならないものとする。

(第十六条の三、第二十八条、第四十三条の三の十一、第四十三条の九、第四十

六条、第五十一条の八及び第五十五条の二関係)

三 定期事業者検査

1 発電用原子炉設置者等は、定期に、原子力施設について検査を行い、技術上の基準に適合していることについて確認するとともに、その結果を記録し、これを保存しなければならないものとする。

2 発電用原子炉設置者等は、1の検査が終了したときなどは、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならないものとする。

(第十六条の五、第二十九条、第四十三条の三の十六、第四十三条の十一、第四

十六条の二の二及び第五十一条の十関係)

四 原子力規制検査に基づく監督

1 原子力規制検査

- (一) 原子力事業者等は、使用前事業者検査等の実施状況、保安規定等に従って講ずべき措置の実施状況その他の措置の実施状況等について、原子力規制委員会が行う検査（以下「原子力規制検査」という。）を受けなければならないものとする事。 (第六十一条の二の二第一項関係)

- (二) 原子力規制検査は、過去の総合的な評定の結果その他の事情を勘案して行うものとする事。 (第六十一条の二の二第二項関係)

- (三) 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、事務所又は工場若しくは事業所への立入り、必要な物件の調査その他の事項を行うことができるものとする事。

(第六十一条の二の二第三項から第五項まで関係)

- (四) 原子力規制委員会は、原子力規制検査に当たっては、当該職員が原子力事業者等が行う検査に立ち会うこと、当該職員が自ら原子力施設に立ち入って検査を行うことその他の方法により、効果的

かつ効率的な実施に努めるものとする。

(第六十一条の二の二第六項)

2 総合的な評定

(一) 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、原子力事業者等が講ずべき措置の実施状況等について、総合的な評定をするものとする。

(第六十一条の二の二第七項関係)

(二) 原子力規制委員会は、総合的な評定に当たっては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力事業者等が講ずべき措置の実施状況等を検証し、改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。

(第六十一条の二の二第八項関係)

3 通知及び公表

原子力規制委員会は、原子力規制検査及び総合的な評定の結果を、原子力事業者等に通知するとともに、公表するものとする。

(第六十一条の二の二第九項関係)

4 原子力規制検査の結果に基づく措置命令等

原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、原子力事業者等に対し、措置命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(第六十一条の二の二第十項関係)

五 罰則

使用前事業者検査又は定期事業者検査の結果についての記録の不備、虚偽記録等の場合について、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又は法人に対して一億円以下の罰金刑を科する等の罰則を適用するものとする。

(第七十八条、第八十一条関係)

第四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正(放射性同位元素等の廃棄の円滑化に資する特例の措置等・公布の日から一年以内に施行・第四条関係)

一 原子力規制委員会等への報告の義務化

許可使用者、届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害が発生するおそれのある事故その他の事象が生じた場合においては、遅滞なく、事象の状況その他の事項を原子力規制委員会等に報告しなければならないものとする。

(第三十一条の二関係)

二 廃棄に係る特例の創設

許可使用者、届出使用者及び許可廃棄業者が原子炉等規制法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性汚染物は、この法律、原子炉等規制法その他の法令の適用については、核燃料物質又

は核燃料物質によって汚染された物とみなすものとする。

(第三十三条の二関係)

三 放射線取扱主任者に係る手続きの規則委任化

放射線取扱主任者の試験、資格講習及び定期講習の課目を、原子力規制委員会規則に委任すること。

(別表第一、別表第二、別表第三関係)

第五 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正(国際的なテロ情勢への関心の高

まり等に対応した、放射性同位元素についての防護措置の新規要求・公布の日から三年以内に施行・第

五条関係)

一 題名の変更

題名を「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」から「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更するものとする。

二 目的の変更等

1 この法律の目的に、特定放射性同位元素を防護することを加えること。(第一条関係)

2 この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であつて、その放射線が発散され

た場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいうものとする。

(第二条第三項関係)

三 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置の義務化

1 工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置等

(一) 許使用者、届出使用者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素を工場又は事業所において取り扱う場合においては、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じなければならないものとする。

(第二十五条の三第一項関係)

(二) 原子力規制委員会は、(一)の措置が原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、許使用者、届出使用者又は許可廃棄業者に対し、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を命ずることができるものとする。

(第二十五条の三第二項関係)

(三) 許使用者、届出使用者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素防護規程を作成し、原子力規制委員会に届け出るとともに、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、特定放射性同位元素防護規程の変更を命ずることができるものとする。

(第二十五条の四関係)

2 許可使用者、届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が特定放射性同位元素を工場等の外において運搬する場合においては、技術上の基準に従って放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じなければならないものとする。こと。

(第二十五条の五関係)

3 許可使用者、届出使用者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理させるため、特定放射性同位元素防護管理者を選任しなければならないものとする。こと。

(第三十八条の二第一項関係)

4 登録運搬方法確認機関及び登録運搬物確認機関の登録要件に、防護措置に係る知識及び経験を追加すること。

(第四十一条の十九の二、第四十一条の二十一の二関係)

5 その他特定放射性同位元素の防護に関する措置について所要の規定の整備を行うこと。

四 許可届出使用者等の責務の明確化

許可使用者、届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者は、原子力利用等における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関し、必要

な措置を講ずる責務を有するものであるとすること。

(第三十八条の四関係)

第六 放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正(放射線障害防止に係る新知見の国内法令への取り入れを円滑化するための放射線審議会の機能強化・公布の日又は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日に施行・第六条関係)

放射線審議会は、諮問された事項に関する調査審議及び答申を行う現行の事務に加え、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長に意見を述べることができるものとする。

(第五条第二項関係)

第七 施行期日等

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。

(附則第二条から第十八条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第十九条から第三十二条まで関係)